

道央廃棄物処理組合建設工事請負業者選定及び指名基準に関する規程

(平成29年2月1日訓令第1号)

改正

(令和3年3月26日訓令第1号)

(趣旨)

第1条 この訓令は、道央廃棄物処理組合（以下「組合」という。）が発注する建設工事、設計業務等（以下「工事等」という。）を一般競争入札、指名競争入札又は随意契約に付そうとする場合における請負業者の指名等について、必要な事項を定めるものとする。

(指名委員会)

第2条 一般競争入札の対象とする建設工事に関する事項、工事等を指名競争入札に付する場合の請負業者の指名及び随意契約の方法による場合の請負業者の選定を審議するため、道央廃棄物処理組合建設工事請負業者指名委員会（以下「指名委員会」という。）を設置する。

(業務)

第3条 指名委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 一般競争入札の対象とする建設工事の選定に関すること。
- (2) 設計金額が2千万円以上の工事等に係る一般競争入札の入札参加資格要件に関する事項又は請負業者の指名若しくは選定に関すること。ただし、特に必要があると認められる場合は、設計金額が2千万円未満の工事等について審議することができる。

(組織)

第4条 指名委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、管理者が指名する副管理者をもって充てる。
- 3 副委員長は、事務局長をもって充てる。
- 4 委員は、事務局次長、総務課長、企画課長、施設課長及び委員長の指名する職員をもって充てる。

(職務)

第5条 委員長は、指名委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 指名委員会は、必要の都度開催する。

2 指名委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 指名委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(請負業者の指名)

第7条 請負業者の指名又は選定を行う場合は、別表に定める指名基準に基づき格付名簿に登載された者の中から指名又は選定しなければならない。

(庶務)

第8条 指名委員会の庶務は、総務課において処理する。

(適用除外)

第9条 この訓令は、災害の応急工事等で特に緊急を要するものについては適用しない。

(委員長への委任)

第10条 この訓令に定めるもののほか、指名委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

附 則

この訓令は、平成29年2月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月26日訓令第1号)

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

指名基準

- 1 請負業者を指名又は選定するときは、次項から第5項までの規定に該当する場合を除き、道央廃棄物処理組合競争入札参加資格事務取扱規程（平成26年訓令第6号）第3条に規定する格付名簿（競争入札に参加する資格を有する者を、組合を組織する市町（以下「関係市町」という。）において等級に格付けした名簿をいう。）により、工事の契約予定金額の区分に応じ、当該区分の格付等級に属する業者の中から指名又は選定するものとする。この場合において、関係市町により格付等級が異なるときは、当該格付等級のうち最上位に格付けされている等級とすることができる。
- 2 特に必要があると認められる場合は、当該工事の契約予定金額の区分に対応する格付等級の上位2位及び直近下位の格付等級に属する業者の中から指名又は選定することができる。
- 3 契約予定金額が全体計画の一部である場合は、全体計画の契約予定金額を勘案して、上位の格付等級の業者を指名することができる。
- 4 特殊な工事又は工事の施工場所がへき地等の場合は、格付等級によることなく指名又は選定することができる。
- 5 維持修繕工事については、格付等級によることなく指名又は選定することができる。
- 6 指名又は選定に当たっては、次の事項に留意するものとする。
 - （1）信用度
 - （2）工事成績
 - （3）手持工事の状況
 - （4）当該工事に対する地理的条件
 - （5）当該工事についての技術的適性
 - （6）地元業者の育成